

## 新たな次世代育成支援行動計画の策定について

### 1 経過

- 平成15年7月 次世代育成支援対策推進法（以下「次世代法」という。）成立  
（平成17年度から平成26年度まで10年間の時限立法）
- 平成17年3月 福岡県次世代育成支援行動計画（前期）策定  
（計画期間：平成17年度～平成21年度の5か年計画）
- 平成22年3月 福岡県次世代育成支援行動計画（後期）策定  
（計画期間：平成22年度～平成26年度の5か年計画）
- 平成26年4月 次世代法改正  
（平成27年度から平成36年度まで10年延長）

### 2 次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画策定指針

「行動計画策定指針」（以下「国指針」という。）は、市町村行動計画及び都道府県行動計画の策定にあたっての指針となるべきもので、現在、新たな国指針の案が示されているところ。（正式には、平成26年11月下旬に告示される予定）概要は、以下のとおり。

#### （1）次世代育成支援対策の実施に関する基本的な事項

- ア 基本理念
- イ 行動計画の策定の目的
- ウ 次世代育成支援対策の推進に当たっての関係者の連携・協働
- エ 次世代育成支援対策地域協議会の活用

#### （2）市町村行動計画及び都道府県行動計画の策定に関する基本的な事項

- ア 策定に当たっての基本的な視点
- イ 策定に当たって必要とされる手続
- ウ 策定の時期等
- エ 点検・評価のための指標の導入
- オ 実施状況の点検・評価及び推進体制
- カ 他の計画との関係

#### （3）市町村行動計画及び都道府県行動計画の内容に関する事項

市町村行動計画及び都道府県行動計画に盛り込むべき事項

### 3 都道府県の次世代育成支援行動計画に盛り込むべき主な事項

#### （1）地域における子育ての支援

- ア 地域における子育て支援サービスの充実
- イ 保育サービスの充実
- ウ 子育て支援のネットワークづくり
- エ 子どもの健全育成

オ 地域における人材育成

(2) 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

- ア 切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策
- イ 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実
- ウ 「食育」の推進
- エ 子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり
- オ 小児医療の充実
- カ 小児慢性特定疾病対策の推進
- キ 不妊に悩む方に対する支援充実

(3) 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

- ア 次代の親の育成
- イ 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備
- ウ 家庭や地域の教育力の向上
- エ 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

(4) 子育てを支援する生活環境の整備

- ア 良質な住宅の確保
- イ 良好な居住環境の確保
- ウ 安全な道路交通環境の整備
- エ 安心して外出できる環境の整備
- オ 安全・安心まちづくりの推進等

(5) 職業生活と家庭生活との両立の推進等

- ア 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し
- イ 仕事と子育ての両立のための基盤整備

(6) 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援の推進

(7) 子どもの安全の確保

- ア 子どもの交通安全を確保するための活動の推進
- イ 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進
- ウ 被害に遭った子どもの保護の推進

(8) 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進

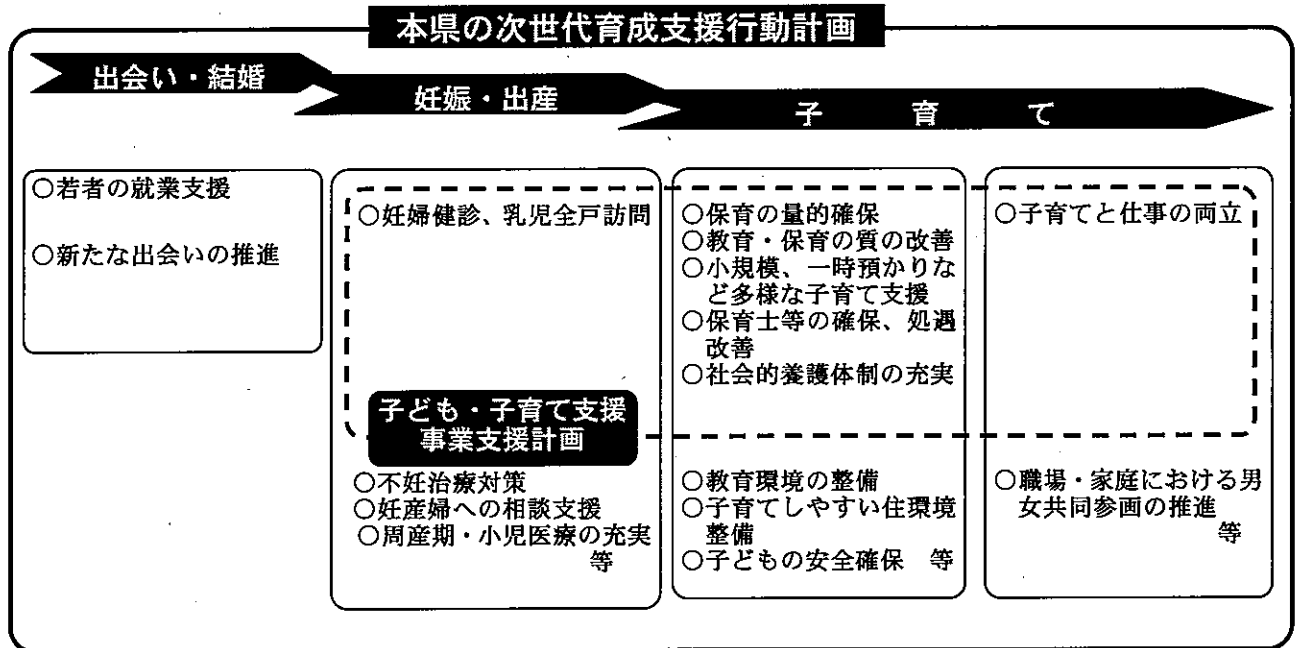
- ア 児童虐待防止対策の充実
- イ 社会的養護体制の充実
- ウ 母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進
- エ 障害児施策の充実等

4 新たな次世代育成支援行動計画の期間

平成27年度～平成31年度（5年間）

< 参 考 > 子ども・子育て支援事業支援計画との関係

新たな「次世代育成支援行動計画」と子ども・子育て支援法第62条第1項に基づく「子ども・子育て支援事業支援計画」は、計画期間や子育て支援事業等の内容が、一部重複するため一体的に策定する。



※国指針（案）において、「次世代育成支援行動計画」と「子ども・子育て支援事業支援計画」は一体のものとして策定して差支えないこととされている。